

第2次石垣市観光基本計画策定支援業務  
公募型プロポーザル実施要項

## 1 目的

本業務は、石垣市の観光振興における現況及び今後の動向を踏まえ、実効性のある具体的な施策を掲げた観光戦略プランとなる第2次石垣市観光基本計画を策定するための評価分析及び総合的支援業務を行うことを目的とする。

## 2 業務の概要

- (1) 業務名 第2次石垣市観光基本計画策定支援業務
- (2) 業務期間 契約締結の日から令和4年3月31日まで
- (3) 業務内容 別添「第2次石垣市観光基本計画策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。なお、仕様書の内容は現時点のものであり、今後、業務を執行する上で変更が生じた場合、変更する可能性がある。
- (4) 予算限度額 5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）  
※ この金額は、予算上の上限を示すものであり、契約金額を示すものではない。

## 3 応募資格

次の要件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始がなされていないものであること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員でないこと又は暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- (4) 企画提案書等の提出期限の最終日から契約締結日までの間において、石垣市及び他の官公庁契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (5) その他、法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。
- (6) 沖縄県内に本店又は事業所を有していること。
- (7) 今回の業務委託を遂行するために必要な知識、技術及び類似・関連事業実績等を有するものであること。
- (8) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤や事務処理体制を有し、関係者等との連携・調整等を円滑に行い、発注者側からの要請における打合せ等に常時参加できる体制を取れるものであること。

#### 4 公募から契約締結までのスケジュール（予定）

内容	日程
公募要領の公示（公募開始）	令和3年4月28日（水）
質問書の受付期限	令和3年5月11日（火）
質問書の回答期限	令和3年5月14日（金）質問者へメールにて回答
企画提案書の提出期限	令和3年5月19日（水）17時まで（必着）
一次審査（書類審査）結果連絡	令和3年5月21日（金）
二次審査（プレゼンテーション）の実施	令和3年5月26日（水）
選定結果の通知	令和3年5月31日（月）
契約締結	令和3年6月上旬

#### 5 応募の手続等

##### (1) 応募に必要な書類の配布

応募に必要な書類については、石垣市ホームページからダウンロードすること。

##### (2) 応募に係る質問

本募集要項及び仕様書等に関する質問がある場合は、質問票（様式第1号）により、電子メールにて提出すること。なお、電子メール以外による質問は受け付けないものとする。

【受付期限】 令和3年5月11日（火）

【提出先】 後記の「11 問い合わせ先」宛て

※ 提出した際は、必ず電話にて提出した旨を連絡すること。

【回答】 質問受付後、3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に回答する。

##### (3) 企画提案書等の提出

上記「3 応募資格」を全て満たし、企画提案へ応募する者は、後記の6(1)に掲げる書類を次により持参又は郵送（簡易書留での送付とする。）にて提出すること。

【提出期限】 令和3年5月19日（水）17時必着

※ 郵送の場合は、提出期限内に到着すること。

【提出先】 後記の「11 問い合わせ先」宛て

【その他】 提出された書類については、提案者の承諾なく他に利用することはない。

#### 6 提出書類及び企画提案書の作成等

##### (1) 提出書類

応募者は、次の書類（①から⑧まで）を10部（正1部、副9部）を順番に一つで綴り、提出すること。副については、写しで可。なお、企画提案書については、電子媒体（媒体はCD-R又はDVD-R、ファイルはワードやパワーポイント等、編集可能な

形式とする。) 1部も提出すること。

- ① 企画提案応募申請書兼誓約書 (様式第2号)
- ② 会社概要 (任意様式)
- ③ 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書。発行後3か月以内のもの)
- ④ 企画提案書 (任意様式)
- ⑤ 業務スケジュール (任意様式) ※ 各工程を具体的かつ詳細に記載すること。
- ⑥ 業務実施体制 (様式第3号)
- ⑦ 同種・類似業務経歴書 (様式第4号)
- ⑧ 経費見積書 (任意様式) ※ 内訳、単価等が明記されていること。

(2) 企画提案書の作成に係る留意点

- ① A4判の両面印刷を基本とし、A3判を使用とする場合は横折込みとする。
- ② 文字サイズは11ポイント以上とすること。
- ③ 提案内容は、仕様書の業務内容を反映し、その内容の実施にあたっての取組み、手法、体制等について明瞭かつ具体的に記載すること。
- ④ 仕様書の内容以外にも有益な提案があれば記載すること。
- ⑤ 提出した企画提案書の差し替えは、原則認めない。

## 7 提案辞退

企画提案応募申請書兼誓約書を提出した者が、企画提案を辞退する場合は、企画提案辞退届 (様式第5号) を持参又は郵送にて提出すること。

## 8 受託者の選定

本プロポーザルでは、二段階方式で審査を行う。

(1) 一次審査 (書類審査)

石垣市企画部観光文化課において応募資格の確認等を行う。応募多数の場合は、提出された書類を基に審査基準に従い観光文化課内で二次審査対象の3者を選出する。審査は非公開とし、審査過程等に関する問い合わせには応じない。なお、企画提案書の提出が3者に満たない場合は、応募資格要件を満たした全応募者を二次審査の対象とする。

① 応募多数の場合の審査基準

業務取組み・手法	提案内容は、本計画策定に当たり、効果的かつ具体的なものであるか。
	本計画策定に当たり、アンケートなど適切な情報収集の方法が提案されているか。
	本業務の目的達成に向けて、多方面から意見を取り入れることのできる方法が提案に含まれているか。

工程表の適正性	本業務を遂行するために適正な工程が設定されているか。
業務体制	本業務を的確に遂行できる体制を構築しているか。(再委託がある場合は、その内容も妥当であるか。)
業務実績	類似業務の経験や知見が豊富で、本業務を効果的に遂行するために十分な業績を有しているか。
積算の妥当性	経費が適切に積算されているか。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した者に対し、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において総合的に審査を行い、総評価得点が最上位の者を優先交渉権者として決定し、次に得点の高かった者を次点交渉権者と決定する。なお、プレゼンテーションは、本業務を受託した場合の予定責任者又は担当者が行うものとする。

① 実施日 令和3年5月26日(水) ※ 実施場所及び時間については別途連絡する。

② 実施方法

ア 1事業者当たり説明15分、質疑応答10分とする。

イ 出席者数は、1事業者3名以内とする。

ウ プロジェクター及びスクリーンの使用を可とする。プロジェクター及びスクリーンは市で用意する。その他、プレゼンテーションを実施するにあたり、必要となるパソコン、接続ケーブル等は、提案者で用意すること。

エ 次のいずれかに該当する場合は、提案者を失格とする。

- ・ 指定した時間に遅れた場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載をした場合

③ 選定委員会は、非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。

④ 二次審査基準 一次審査応募多数の場合の審査基準（8の(1)の①）に同じ。

(3) 結果の通知及び公表

選定結果については、各提案者宛てに書面により通知する。また、優先交渉権者及び次点交渉権者について、市ホームページにおいて公表する。

## 9 契約の締結

優先交渉権者に選定された者は、速やかに本市と契約交渉にあたり、提案内容・契約の詳細について協議し、双方合意の後に本業務委託契約を締結する。なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議に入るものとする。

ただし、交渉権者が次に該当する場合は、契約を締結しない。

ア 応募資格の要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 選考の公平性を害する行為が判明した場合

## 10 その他留意事項

- (1) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
  - ① 応募資格がない者が提案したとき。
  - ② 書類等に虚偽の記載が認められたとき。
  - ③ 所定の日時及び場所に企画提案（プレゼンテーションを含む。）を行わないとき。
  - ④ 誤字、脱字等により極端に意思表示が不明確であるとき。
  - ⑤ その他、審査評価に影響を及ぼすような不誠実な行為があったとき。
- (2) 企画提案書等を受理した後の提案者による加筆・修正は、原則認めない。
- (3) 企画提案書等の作成・送付、二次審査に係る旅費等一切の費用は、応募者の負担とする。
- (4) 提出された書類等は、返却しない。
- (5) 提案者が1社のみである場合においても、受託者の選定に係る審査（プレゼンテーション等）を行う。
- (6) 受託者の選定に関する審査内容及び経過等については非公開とし、審査に関する意義申立てには一切応じないものとする。

## 11 問い合わせ先

〒907-8501 石垣市美崎町 14 番地

石垣市企画部観光文化課

電話：0980-82-1535 FAX：0980-82-1911

E-mail：kankou@city.ishigaki.okinawa.jp

担当：前盛

※ 事務取扱時間は、土日・祝日を除く、午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで